

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第51条の 4 第10項
処 分 の 概 要	公示による放置違反金の納付命令
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	納付命令は、<u>前項</u>の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。 ※ <u>前項</u>：第 6 項の規定による通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、政令で定めるところにより、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車企画係（048-832-0110）
備 考	